

第 120 回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

●連結計算書類

「連結注記表」・・・・・・・・・・ 2 ページ

●計算書類

「個別注記表」・・・・・・・・・・ 29 ページ

第 1 2 0 期

(2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

株式会社 東和銀行

電子提供措置事項のうち、「連結注記表」、「個別注記表」につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って株主さまに対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社

会社名

東和カード株式会社

東和銀リース株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合は、2024年8月31日付で解散し、同年11月5日で清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- ② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

東和地域活性化投資事業有限責任組合

東和SBIお客様応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、東和農林漁業6次産業化応援投資事業有限責任組合は、2024年8月31日付で解散し、同年11月5日で清算終了しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控

除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,199百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度の貸倒引当金は、2023年５月に新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「５類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

12. 収益及び費用の計上方法

（1）顧客との契約から生じる収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。またカード年会費収入等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

（2）ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上方法

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等ではヘッジ会計は該当ありません。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

連結貸借対照表において、貸出金等は総資産に対する割合が相対的に高く、貸倒引当金の計上が財政状態、経営成績等に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額
貸倒引当金 6,302百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）142百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,875百万円
危険債権額	34,637百万円
要管理債権額	1,500百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,500百万円
小計額	41,013百万円
正常債権額	1,578,939百万円
合計額	1,619,952百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,602百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	14百万円
有価証券	123,631百万円
その他資産	44百万円

担保資産に対応する債務

預金	17,228百万円
借入金	115,900百万円
その他負債	459百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、有価証券179,092百万円及びその他資産22,700百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金543百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、183,339百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが155,226百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多

くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,284百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,465百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は8,564百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却699百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、賃貸用資産、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

群馬県内

主 な 用 途	営業店舗 3 店舗
種 別	土地建物等
減損損失額	121百万円

群馬県外

主 な 用 途	営業店舗 3 店舗
---------	-----------

種 類	土地建物等
減損損失額	114百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額236百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	37,180	—	—	37,180	
第二種優先株式	7,500	—	7,500	—	(注) 1
合計	44,680	—	7,500	37,180	
自己株式					
普通株式	175	301	57	419	(注) 2
第二種優先株式	—	7,500	7,500	—	(注) 3
合計	175	7,801	7,557	419	

(注) 1. 発行済株式の減少は、消却によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の増加は、2024年11月12日取締役会決議に基づく取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

3. 第二種優先株式の自己株式数の増加は、2024年5月9日取締役会決議に基づく取得によるものであります。また、減少は消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—				256
	合計		—				256

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	1,295	35	2024年 3月31日	2024年 6月28日
	第二種 優先株式	207	27.68	2024年 3月31日	2024年 6月28日
合 計		1,502			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(i) 配当金の総額 1,286百万円

(ii) 1株当たり配当額 35円

(iii) 基準日 2025年3月31日

(iv) 効力発生日 2025年6月27日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスを営んでおります。

これらの事業を行うため、個人預金と法人預金により安定的な資金調達を行っております。

また、資金の運用は、主に貸出金と有価証券によって行っております。貸出金においては、地域金融機関として金融仲介機能を果たすべく、中小企業及び個人のお客様への貸出を中心に増加を図ってまいります。また、既存の貸出金においては、お客様の実態把握に努め、経営支援に積極的に取り組むことにより、信用リスクの軽減を図ってまいります。

有価証券においては、債券を中心とした運用を基本としつつ、運用の多様化による収益性の向上を図ってまいります。

このように、当行は、金利変動や流動性リスクを伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。これにより、適時に資金管理を行い、リスクの管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。

貸出金においては、国内の取引先及び個人に対して貸し付けているため、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。このた

め、貸倒れによる損失の発生状況や貸出先の状況及び不動産・有価証券等担保の価値などにに基づき算出した予想損失額に対して貸倒引当金を計上しております。

有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行主体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク、株価を含む市場価格の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、貸出事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの與信管理は、各支店のほか審査部及び審査管理部で行われ、規程に定めた権限を越える案件は取締役会及び常務会で審議、報告を行っております。さらに、與信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行主体の信用リスクに関しては、資金運用部及び営業企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、「統合リスク管理規程」に信用リスク量の計測・管理方法の基本を定め、「信用リスク計量化規程」に基づいて、統合リスク管理部がVaR（信頼区間99.0%、保有期間12ヶ月）により貸出金等および有価証券の発行主体の信用リスク量を計測・モニタリングし、月次ベースで常務会に報告しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合リスク管理規程にリスク管理方法や手続等を明記し、取締役会及び常務会においてリスク管理の状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には統合リスク管理部で金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスク計量、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、外貨建資産及び負債を総合的に把握し、為替持高から発生するリスクに対しVaRによるリスク計量を行なうなどの管理を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当行グループは、有価証券を含む投資商品の保有について、常務会の方針に基づき、取締役会の監督の下、純投資有価証券規程等に従い行われております。このうち、資金運用部では、外部からの購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。総合企画部及び営業企画部で所管する株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。こ

れら投資商品の価格変動リスクは統合リスク管理部で日常的にリスク計量され、月次ベースで常務会に報告しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループでは、預金、貸出金、有価証券等に係る市場リスク（金利・株価・為替・価格変動リスク）について、統一的指標としてV a Rを採用しリスク量算定を行っております。算定にあたっては、分散共分散法を採用し、信頼区間99.0％、観測期間は原則5年、保有期間は投資目的等により6ヶ月もしくは12ヶ月としております。

2025年3月31日現在で当行グループの市場リスク量（保有期間12ヶ月換算）は、全体で8,233百万円であります。当行グループでは、預金、貸出金、有価証券に係るリスク量は定期的に取り締役会・常務会へ報告しております。

また、リスク計測モデルが算出する日々のV a Rと実際の評価損益増減額を比較し、日々の損失額がV a Rを上回る回数によりモデルの有効性を検証するバックテストを実施しており、使用するリスク計測モデルが十分な精度で市場リスクを捕捉していることを確認しております。但し、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であり、過去の相場変動を超えて市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金並びにコールローン及び買入手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しており、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券	524,826	522,175	△ 2,650
満期保有目的の債券	47,936	45,285	△ 2,650
其他有価証券	476,890	476,890	—
(2) 貸出金	1,606,700		
貸倒引当金（*）	△ 6,184		
	1,600,515	1,571,701	△ 28,814
資産計	2,125,342	2,093,877	△ 31,465
(1) 預 金	2,155,574	2,154,864	△ 709
(2) 借入金	121,490	120,823	△ 666
負債計	2,277,064	2,275,687	△ 1,376

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	972
組合出資金（*2）	9,245

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	133,213	—	—	—
コールローン及び買入手形	867	—	—	—
有価証券	24,981	146,879	85,844	207,189
満期保有目的の債券	1,557	6,287	10,559	30,783
国債	—	—	2,000	—
地方債	1,557	6,287	8,059	10,273
社債	—	—	—	20,509
その他	—	—	500	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	23,424	140,591	75,284	176,405
国債	—	21,500	16,000	10,000
地方債	6,310	30,693	31,387	34,410
社債	14,117	81,137	3,489	104,937
その他	2,996	7,260	24,408	27,057
貸出金(※)	368,855	470,510	310,933	407,993
合 計	527,917	617,390	396,778	615,183

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない39,529百万円、期間の定めのないもの8,877百万円は含めておりません。

(注3) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金(※)	1,998,108	64,277	72,514	4,464	16,114	95
借入金	40,890	13,400	67,200	—	—	—
合 計	2,038,998	77,677	139,714	4,464	16,114	95

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	45,164	93,198	—	138,362
社債	—	177,139	15,079	192,218
株式	9,728	3,548	—	13,277
その他	—	133,031	—	133,031
資産計	54,893	406,917	15,079	476,890

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,901	24,031	—	25,932
社債	—	18,766	—	18,766
その他	—	586	—	586
貸出金	—	—	1,571,701	1,571,701
資産計	1,901	43,384	1,571,701	1,616,987
預金	—	2,154,864	—	2,154,864
借入金	—	120,823	—	120,823
負債計	—	2,275,687	—	2,275,687

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 社債 (私募債)	現在価値技法	信用スプレッド	0.3% - 1.4%	0.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上	その他 の包括 利益に 計上(*)					
有価証券 その他有価証券 社債 (私募債)	18,121	-	26	△ 3,068	-	-	15,079	-

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは資金運用部門のバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。信用スプレッドは、スワップ金利等の基準金利に対する調整率であり、発行体の信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対して要求されるリスク・プレミアムであります。一般に、信用スプレッドの著しい上昇 (低下) は、時価の著しい低下 (上昇) を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	435	586	151
	小 計	435	586	151
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	1,952	1,901	△51
	地方債	25,300	24,031	△1,268
	社債	20,247	18,766	△1,481
	その他	—	—	—
	小 計	47,500	44,698	△2,801
合 計		47,936	45,285	△2,650

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	9,931	4,275	5,656
	債券	13,277	13,098	179
	国債	1,048	1,039	8
	地方債	4,571	4,462	108
	社債	7,658	7,596	61
	その他	19,059	18,613	445
	小計	42,268	35,987	6,281
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	3,345	3,829	△483
	債券	317,303	342,378	△25,074
	国債	44,116	47,185	△3,069
	地方債	88,627	98,567	△9,939
	社債	184,560	196,625	△12,065
	その他	113,971	122,708	△8,736
	小計	434,621	468,915	△34,294
合 計		476,890	504,903	△28,012

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	166	62	0
債券	6,638	0	484
国債	4,544	0	433
地方債	1,897	—	2
社債	195	—	47
その他	5,281	13	766
合 計	12,085	77	1,251

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,994	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律 (令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.35%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は44百万円増加し、その他有価証券評価差額金は19百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は20百万円減少し、法人税等調整額は83百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は58百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 百万円)

	当連結会計年度
役務取引等収益	6,581
その他経常収益	78
顧客との契約から生じる経常収益	6,659
上記以外の経常収益	31,155
外部顧客に対する経常収益	37,815

(注) 当行グループの報告セグメントは「銀行業」のみであります。銀行業以外にリース業などの金融サービスに係る事業を行っておりますが、それらの事業は重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項12. 収益及び費用の計上方法」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	196
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	190
契約負債（期首残高）	19
契約負債（期末残高）	19

(注) 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の「その他資産」に、契約負債は「その他負債」に含めております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	2,458円71銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	122円36銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	113円 1銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び消却

当行は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議致しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への一層の利益還元と資本効率の改善を通じて、当行の企業価値の持続的な向上を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,700,000株（上限） （発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.62％）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月9日から2026年1月30日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却対象株式の種類	当行普通株式
(2) 消却する株式の数	上記2より取得した自己株式全数
(3) 消却予定日	2026年2月27日

(注) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式（自己株式除く）	36,760,446株
自己株式数	419,827株

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 46百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役3名、当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く取締役3名、当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く取締役3名、当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1.2	当行普通株式 45,850株	当行普通株式 65,800株	当行普通株式 63,250株
付与日	2011年8月12日	2012年8月3日	2013年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2011年8月13日 至 2036年8月12日	自 2012年8月4日 至 2037年8月3日	自 2013年8月3日 至 2038年8月2日

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1.2	当行普通株式 61,920株	当行普通株式 51,630株	当行普通株式 69,190株
付与日	2014年8月6日	2015年8月6日	2016年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2014年8月7日 至 2039年8月6日	自 2015年8月7日 至 2040年8月6日	自 2016年8月13日 至 2041年8月12日

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員10名	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員11名	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1.2	当行普通株式 47,630株	当行普通株式 49,470株	当行普通株式 84,200株
付与日	2017年8月10日	2018年8月10日	2019年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2017年8月11日 至 2042年8月10日	自 2018年8月11日 至 2043年8月10日	自 2019年8月10日 至 2044年8月9日

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員9名	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1.2	当行普通株式 90,270株	当行普通株式 99,960株	当行普通株式 99,930株
付与日	2020年8月13日	2021年8月10日	2022年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2020年8月14日 至 2045年8月13日	自 2021年8月11日 至 2046年8月10日	自 2022年8月10日 至 2047年8月9日

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役4名、当行執行役員8名	当行の社外取締役を除く取締役5名、当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）1.2	当行普通株式 91,310株	当行普通株式 74,720株
付与日	2023年8月10日	2024年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自 2023年8月11日 至 2048年8月10日	自 2024年8月10日 至 2049年8月9日

- （注） 1. スtock・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	6,560	8,780	13,180
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	3,580
未確定残	6,560	8,780	9,600
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	3,580
権利行使	—	—	3,580
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	12,430	10,080	19,410
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	3,230	2,620	5,010
未確定残	9,200	7,460	14,400
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	3,230	2,620	5,010
権利行使	3,230	2,620	5,010
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	13,720	16,030	32,840
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	3,410	3,370	5,890
未確定残	10,310	12,660	26,950
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	3,410	3,370	5,890
権利行使	3,410	3,370	5,890
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	50,480	74,170	80,030
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	6,670	7,970	7,760
未確定残	43,810	66,200	72,270
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	6,670	7,970	7,760
権利行使	6,670	7,970	7,760
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	91,310	—
付与	—	74,720
失効	—	—
権利確定	7,740	—
未確定残	83,570	74,720
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	7,740	—
権利行使	7,740	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 2017年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注)1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	710
付与日における公正な評価単価 (円) (注)2	871.3	606.7	866.1

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注) 1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	710	710	710
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2	935	1,095.80	841.8

	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション	2019年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注) 1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	710	710	710
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2	1,167.10	1,211.43	669.2

	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注) 1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	710	710	710
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2	553.8	402.4	457.5

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注) 1	1	1
行使時平均株価 (円)	710	—
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 2	532.8	621.1

(注) 1. 1株あたりに換算して記載しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、併合後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2024年Stock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	2024年Stock・オプション
株価変動性（注） 1	15.37%
予想残存期間（注） 2	2年2ヶ月
予想配当（注） 3	35円／株
無リスク利子率（注） 4	0.44%

（注） 1. 予想残存期間2年2ヶ月に対応する期間（2022年5月27日～2024年7月26日）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した役員の平均的な在任期間及び退任時年齢から現在の在任役員平均在任期間及び年齢を減じて算出されたそれぞれの残存期間の平均値を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 2024年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

個 別 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

正常先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後3年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,060百万円であります。

当事業年度の貸倒引当金は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法での位置づけが「5類感染症」に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、経済は回復から成長の軌道に乗ってきており、貸出金等の信用コストが大きく増加することはないとの仮定により計上しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた一部の業種については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化した業績からの回復が遅れている一部の貸出先において、その影響を見積り、キャッシュ・フロー見積法を適用するなど必要な修正を行い、貸倒引当金を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

- 過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益は主として役務取引等収益が対象となり、預金・貸出業務に関する手数料、為替業務に関する手数料、証券関連業務に関する手数料、代理業務に関する手数料等が含まれ、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。また履行義務が一定の期間にわたり充足されるものについては、経過期間に基づき収益を認識しております。

なお、これらの収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

9. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2025年3月11日)に基づく繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

貸借対照表において、貸出金等は総資産に対する割合が相対的に高く、貸倒引当金の計上が財政状態、経営成績等に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 6,137百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 220百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,849百万円
危険債権額	34,636百万円
要管理債権額	1,500百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	1,500百万円
小計額	40,985百万円
正常債権額	1,581,511百万円
合計額	1,622,496百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,602百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	14百万円
有価証券	123,631百万円
その他の資産	44百万円

担保資産に対応する債務

預金	17,228百万円
借入金	115,900百万円
その他の負債	459百万円

上記のほか、為替決済及び短期金融取引等の取引の担保として、有価証券179,092百万円及びその他の資産22,700百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金521百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、190,977百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが163,802百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、

契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 7,284百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 24,216百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は8,564百万円であります。
10. 関係会社に対する金銭債権総額 2,626百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 759百万円
12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、300百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 9百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 7百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 6百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 35百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 46百万円 |

2. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

群馬県内

主 用 途	営業店舗 3 店舗
種 類	土地建物等
減損損失額	121百万円

群馬県外

主 用 途	営業店舗 3 店舗
種 類	土地建物等
減損損失額	114百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュ・フローの低下及び使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額236百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能価額)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	175	301	57	419	(注) 1
第二種優先株式	—	7,500	7,500	—	(注) 2
合 計	175	7,801	7,557	419	

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、2024年11月12日取締役会決議に基づく取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少は新株予約権の行使により自己株式を交付したものであります。

(注) 2. 第二種優先株式の自己株式数の増加は、2024年5月9日取締役会決議に基づく取得によるものであります。また、減少は消却によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」を記載しております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	435	586	151
	小 計	435	586	151
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,952	1,901	△51
	地方債	25,300	24,031	△1,268
	社債	20,247	18,766	△1,481
	その他	—	—	—
	小 計	47,500	44,698	△2,801
合 計		47,936	45,285	△2,650

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式78百万円 関連法人等株式—百万円) は、市場価格のない株式であることから記載しておりません。

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	9,901	4,270	5,630
	債券	13,277	13,098	179
	国債	1,048	1,039	8
	地方債	4,571	4,462	108
	社債	7,658	7,596	61
	その他	19,059	18,613	445
	小 計	42,238	35,983	6,255
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	3,345	3,829	△483
	債券	317,303	342,378	△25,074
	国債	44,116	47,185	△3,069
	地方債	88,627	98,567	△9,939
	社債	184,560	196,625	△12,065
	その他	113,971	122,708	△8,736
	小 計	434,621	468,915	△34,294
合 計		476,860	504,898	△28,038

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	939
組合出資金	9,244

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	166	62	0
債券	6,638	0	484
国債	4,544	0	433
地方債	1,897	—	2
社債	195	—	47
その他	5,281	13	766
合 計	12,085	77	1,251

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,994	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,421	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,175	
有価証券償却	1,062	
固定資産減損損失	733	
減価償却費損金算入限度超過額	298	
その他有価証券評価差額金	8	
その他	1,716	
繰延税金資産小計	9,416	
評価性引当額	△ 5,108	
繰延税金資産合計	4,307	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	686	
その他	8	
繰延税金負債合計	694	
繰延税金資産の純額	3,612	百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.45%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.35%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は64百万円増加し、その他有価証券評価差額金は19百万円減少し、法人税等調整額は83

百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は58百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	2,401円17銭
1 株当たりの当期純利益金額	121円86銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	112円55銭

(重要な後発事象)

自己株式の取得及び消却

当行は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議致しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆様への一層の利益還元と資本効率の改善を通じて、当行の企業価値の持続的な向上を図るため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当行普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	1,700,000株（上限） （発行済み株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.62％）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000百万円（上限）
(4) 取得期間	2025年5月9日から2026年1月30日まで
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却対象株式の種類	当行普通株式
(2) 消却する株式の数	上記2より取得した自己株式全数
(3) 消却予定日	2026年2月27日

(注) 2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式（自己株式除く）	36,760,446株
自己株式数	419,827株